

改 正 案

現 行

<p>（資本の額の減少の認可の申請）</p> <p>第五条 銀行は、法第五条第三項の規定による資本の額の減少の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 株式の併合をする場合には、商法第二百五十五条第一項（株式の併合の手続）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類</p> <p>（証券専門会社の業務等）</p> <p>第十七条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第十七条の六第六号において「新規事業分野開拓会社」という。）の株式等をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しな</p>	<p>（資本の額の減少の認可の申請）</p> <p>第五条 銀行は、法第五条第三項の規定による資本の額の減少の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 株式の併合をする場合には、商法第三百七十七条第一項において準用する同法第二百五十五条第一項（株式の併合の手続）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類</p> <p>（証券専門会社の業務等）</p> <p>第十七条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第十七条の六第七号において「新規事業分野開拓会社」という。）の株式等をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しな</p>
--	--

いときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日から当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十号及び第十六条の三第七項第二号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式の数又は額が当該処分基準日における基準株式数等（国内の会社（法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章及び第五章において同じ。）の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五を乗じて得た株式等の数又は額、外国の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等のうち当該処分基準日における基準株式数等を超える部分の株式等を処分したときは、この限りでない。

5~7 (略)

（法第十六条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由）
第十七条の四 法第十六条の二第三項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一~三 (略)

四 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式の取得

いときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日から当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十号及び第十六条の三第七項第二号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式の数又は額が当該処分基準日における基準株式数等（国内の会社（法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章及び第五章において同じ。）の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五を乗じて得た株式等の数又は額、外国の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等のうち当該処分基準日における基準株式数等を超える部分の株式等を処分したときは、この限りでない。

5~7 (略)

（法第十六条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由）
第十七条の四 法第十六条の二第三項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一~三 (略)

四 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の利益をもつてする自己の株式の消却

(削る)

(削る)

2 (略)

(法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～四 (略)

五 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式の取得

(削る)

(削る)

六 (略)

七 (略)

(合併の認可の申請)

五 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の資本準備金をもつてする自己の株式の消却

六 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の再評価差額金(土地の再評価に関する法律(平成十年法律第三十四号)第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。第十七条の六、第三十四条の九、第三十四条の十二及び第三十五条において同じ。)をもつてする自己の株式の消却

2 (略)

(法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～四 (略)

五 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の利益をもつてする自己の株式の消却

六 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の資本準備金をもつてする自己の株式の消却

六の二 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の再評価差額金をもつてする自己の株式の消却

七 (略)

八 (略)

(合併の認可の申請)

第二十二条 銀行は、法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～六 (略)

七 株式の併合をする場合には、商法第二百十五條第一項（株式の併合の手続）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八～十四 (略)

(分割の認可の申請)

第二十二条の二 銀行は、法第三十条第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～六 (略)

七 株式の併合をする場合には、商法第二百十五條第一項（株式の併合の手続）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八～十五 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の八 (略)

2・3 (略)

第二十二条 銀行は、法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～六 (略)

七 株式の併合をする場合には、商法第四百十六條第三項において準用する同法第二百十五條第一項（株式の併合の手続）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八～十四 (略)

(分割の認可の申請)

第二十二条の二 銀行は、法第三十条第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～六 (略)

七 株式の併合をする場合には、商法第三百七十四條ノ十五第二項又は第三百七十四條ノ三十一第二項において準用する同法第二百十五條第一項（株式の併合の手続）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八～十五 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の八 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定にかかわらず、第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む銀行持株会社の子会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第三十四条の十二第六号において「新規事業分野開拓会社」という。）の株式等をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行持株会社に係る法第五十二条の七第一項第八号及び法第五十二条の八第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等の数又は額が当該処分基準日における基準株式数等（国内の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の十五を乗じて得た株式等の数又は額、外国の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等のうち当該処分基準日における基準株式数等を超える部分の株式等を処分したときは、この限りでない。

5～7（略）

（法第五十二条の七第一項の規定等が適用されないこととなる事由

4 前二項の規定にかかわらず、第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む銀行持株会社の子会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第三十四条の十二第七号において「新規事業分野開拓会社」という。）の株式等をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行持株会社に係る法第五十二条の七第一項第八号及び法第五十二条の八第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等の数又は額が当該処分基準日における基準株式数等（国内の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の十五を乗じて得た株式等の数又は額、外国の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等のうち当該処分基準日における基準株式数等を超える部分の株式等を処分したときは、この限りでない。

5～7（略）

（法第五十二条の七第一項の規定等が適用されないこととなる事由

第三十四条の九 法第五十二条の七第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

四 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式の取得

(削る)

(削る)

2 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第三十四条の十 法第五十二条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の二までに掲げる業務

二・三 (略)

(法第五十二条の八第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第三十四条の十二 法第五十二条の八第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～四 (略)

五 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の

第三十四条の九 法第五十二条の七第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

四 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の利益をもつてする自己の株式の消却

五 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の資本準備金をもつてする自己の株式の消却

六 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の再評価差額金をもつてする自己の株式の消却

2 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第三十四条の十 法第五十二条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第十七条の三第二項第一号から第十八号までに掲げる業務

二・三 (略)

(法第五十二条の八第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第三十四条の十二 法第五十二条の八第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～四 (略)

五 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の利益を

株式の取得

(削る)

(削る)

六 (略)

七 (略)

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の十八 銀行持株会社は、法第五十二条の十九第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～六 (略)

七 株式の併合をする場合には、商法第二百五十五条第一項(株式の併合の手続)の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八～十五 (略)

2・3 (略)

(銀行持株会社に係る分割の認可の申請)

第三十四条の十八の二 銀行持株会社は、法第五十二条の十九第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

もつてする自己の株式の消却

六 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の資本準備金をもつてする自己の株式の消却

六の二 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の再評価差額金をもつてする自己の株式の消却

七 (略)

八 (略)

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の十八 銀行持株会社は、法第五十二条の十九第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～六 (略)

七 株式の併合をする場合には、商法第四百十六條第三項において準用する同法第二百五十五条第一項(株式の併合の手続)の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八～十五 (略)

2・3 (略)

(銀行持株会社に係る分割の認可の申請)

第三十四条の十八の二 銀行持株会社は、法第五十二条の十九第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇六 (略)

七 株式の併合をする場合には、商法第二百五条第一項(株式の併合の手続)の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八〇六 (略)

2・3 (略)

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇二三 (略)

二四四 自己の株式を取得しようとする場合

(削る)

(削る)

二二五 (略)

二二六 (略)

二二七 (略)

2〇9 (略)

一〇六 (略)

七 株式の併合をする場合には、商法第三百七十四条ノ十五第二項又は第三百七十四条ノ三十一第二項において準用する同法第二百五条第一項(株式の併合の手続)の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八〇六 (略)

2・3 (略)

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇二三 (略)

二四四 利益をもつてする自己の株式の消却を行おうとする場合

二四五 資本準備金をもつてする自己の株式の消却を行おうとする場合

二二六 再評価差額金をもつてする自己の株式の消却を行おうとする場合

二二七 (略)

二二八 (略)

二二九 (略)

2〇9 (略)

